改正後

第十一条の二　［略］

一　［略］

二　戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）

イ　国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によつて作成されたものに限る。）、介護保険の被保険者証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

ロ　［略］

［三～五　略］

第二十一条　市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

一　［略］

二　届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名並びに本籍又は国籍

［三～八　略］

［②・③　略］

第三十条　戸籍法第十三条第一項第九号の事項は、次に掲げるものとする。

一　戸籍法第十三条第一項第一号から第八号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項

［二～六　略］

第三十条の二　戸籍法第十三条第三項の法務省令で定める氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、別表第二に掲げるものとする。

第三十条の三　市町村長は、届書に記載された氏名の振り仮名（既に戸籍に記載されている場合を除く。以下この条において「届出に係る振り仮名」という。）が戸籍法第十三条第二項の規定による同条第一項第二号の読み方（以下この条において「一般の読み方」という。）によるものであることを確認するため必要と認めるときは、届出人に対し、当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を届書に記載させるものとする。

②　前項の規定にかかわらず、市町村長は、届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることを確認することができないときは、届出人に対し、辞典、新聞、雑誌、書籍その他一般に頒布されている刊行物の記載を引用するなどして、当該届出に係る振り仮名が一般の読み方によるものであることについての説明を記載した書面の提出を求めるものとする。

③　前項の規定により書面の提出を求められた者は、当該書面を提出しなければならない。

第三十四条　次に掲げる事項は、戸籍事項欄にこれを記載しなければならない。

一　［略］

二　氏又は氏の振り仮名の変更に関する事項

［三～六　略］

第三十五条　次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

［一～十二　略］

改正前

第十一条の二　［同上］

一　［同上］

二　戸籍法第十条第一項又は第十条の二第一項の請求をする場合において、前号に掲げる書類を提示することができないときは、イに掲げる書類のいずれか一以上の書類及びロに掲げる書類のいずれか一以上の書類を提示する方法（ロに掲げる書類を提示することができない場合にあつては、イに掲げる書類のいずれか二以上の書類を提示する方法）

イ　国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

ロ　［同上］

［三～五　同上］

第二十一条　市町村長は、附録第五号様式によつて毎年受附帳を調製し、これにその年度内に受理し又は送付を受けた事件について受附の順序に従い、次の事項を記載しなければならない。ただし、第三号、第六号及び第七号の事項は、受理した事件についてのみ記載すれば足りる。

一　［同上］

二　届出事件の本人の氏名及び本籍又は国籍

［三～八　同上］

［②・③　同上］

第三十条　戸籍法第十三条第八号の事項は、次に掲げるものとする。

一　戸籍法第十三条第一号から第七号までに掲げる事項のほか、身分に関する事項

［二～六　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

第三十四条　左に掲げる事項は、戸籍事項欄にこれを記載しなければならない。

一　［同上］

二　氏の変更に関する事項

［三～六　同上］

第三十五条　次の各号に掲げる事項は、当該各号に規定する者の身分事項欄にこれを記載しなければならない。

［一～十二　同上］